

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

江北町

目 次

町の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2	経済的支援	
(1)	見舞金	1
(2)	高額療養費の支給	1
(3)	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	1
(4)	後期高齢者医療保険料の減免、納付	2
(5)	介護保険料の減免、納付	2
(6)	自立支援医療の負担軽減	2
(7)	国民年金の支給	2
(8)	子育てに係る負担の軽減	2
(9)	町税等の減免、納付	4
(10)	生活保護	4
(11)	町営住宅への入居	4
(12)	上下水道料金の減免、納付	4
(13)	母子生活支援施設への入所	4
(14)	就業の支援	4
(15)	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	4
(16)	多重債務に関する相談	5
3	精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1)	精神保健福祉	5
(2)	子育ての悩み	5
(3)	D V相談	5
(4)	障害者虐待	5
(5)	高齢者虐待	5
(6)	身体の障害	5
(7)	住所情報の保護	6

町の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	総務政策課安全安心係 TEL 0952-86-2111
--	--------------------------------

2 経済的支援

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	総務政策課安全安心係 TEL 0952-86-2111
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	健康福祉課国保係 TEL 0952-86-5614
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	健康福祉課国保係 TEL 0952-86-5614

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 後期高齢者医療 保険料の減免、納 付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	健康福祉課国保係 T E L 0952-86-5614
(5) 介護保険料の減 免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	健康福祉課介護保険係 T E L 0952-86-5614
(6) 自立支援医療の 負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	町民生活課総合窓口係 T E L 0952-86-5613
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	町民生活課総合窓口係 T E L 0952-86-5613
(8) 子育てに係る負 担の軽減 【出産】 ●助産制度	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	健康福祉課保険係 T E L 0952-86-5614

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
<p>【育児】</p> <p>●児童扶養手当</p>	<p>父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。</p>	<p>健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614</p>
<p>【保育】</p> <p>●ひとり親家庭等の保育料の軽減</p>	<p>ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。</p>	<p>こども教育課子育て支援係 T E L 0952-86-5623</p>
<p>【保育】</p> <p>●一時保育 (一時預かり)</p>	<p>保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。</p>	<p>こども教育課子育て支援係 T E L 0952-86-5623</p>
<p>【医療】</p> <p>●ひとり親家庭等医療費の助成</p>	<p>ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)</p>	<p>健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614</p>
<p>【修学】</p> <p>●修学費用等の貸付け</p>	<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。</p>	<p>こども教育課総務企画係 T E L 0952-86-5623</p>
<p>【修学】</p> <p>●就学費用の援助</p>	<p>経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。</p>	<p>こども教育課総務企画係 T E L 0952-86-5623</p>
<p>(9) 町税等の減免、納付</p>	<p>町税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。</p>	<p>町民生活課町民税係 T E L 0952-86-5613</p>
	<p>【町・県民税の減免】</p>	<p>町民生活課町民税係 T E L 0952-86-5613</p>

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
	【固定資産税の減免】	町民生活課資産税係 T E L 0952-86-5613
	【国民健康保険税（料）の減免】	町民生活課町民税係 T E L 0952-86-5613
	【町税の納付相談】	町民生活課町民税係 T E L 0952-86-5613
(10)生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614
(11)町営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、町営住宅への入居に関する相談に応じます。	基盤整備課管理管理係 T E L 0952-86-5618
(12)上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	佐賀西部広域水道企業団 T E L 0952-68-3181
(13)母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	健康福祉課保健係 T E L 0952-86-5614
(14)就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614
(15)商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	江北町消費生活センター T E L 0952-86-5615

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(16) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	江北町消費生活センター T E L 0952-86-5615

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	健康福祉課保険係 T E L 0952-86-5614
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	健康福祉課介護保険係 T E L 0952-86-5614
(6) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	健康福祉課福祉係 T E L 0952-86-5614

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(7) 住所情報の保護	<p>DVやストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。</p>	<p>町民生活課総合窓口係 TEL 0952-86-5613</p>